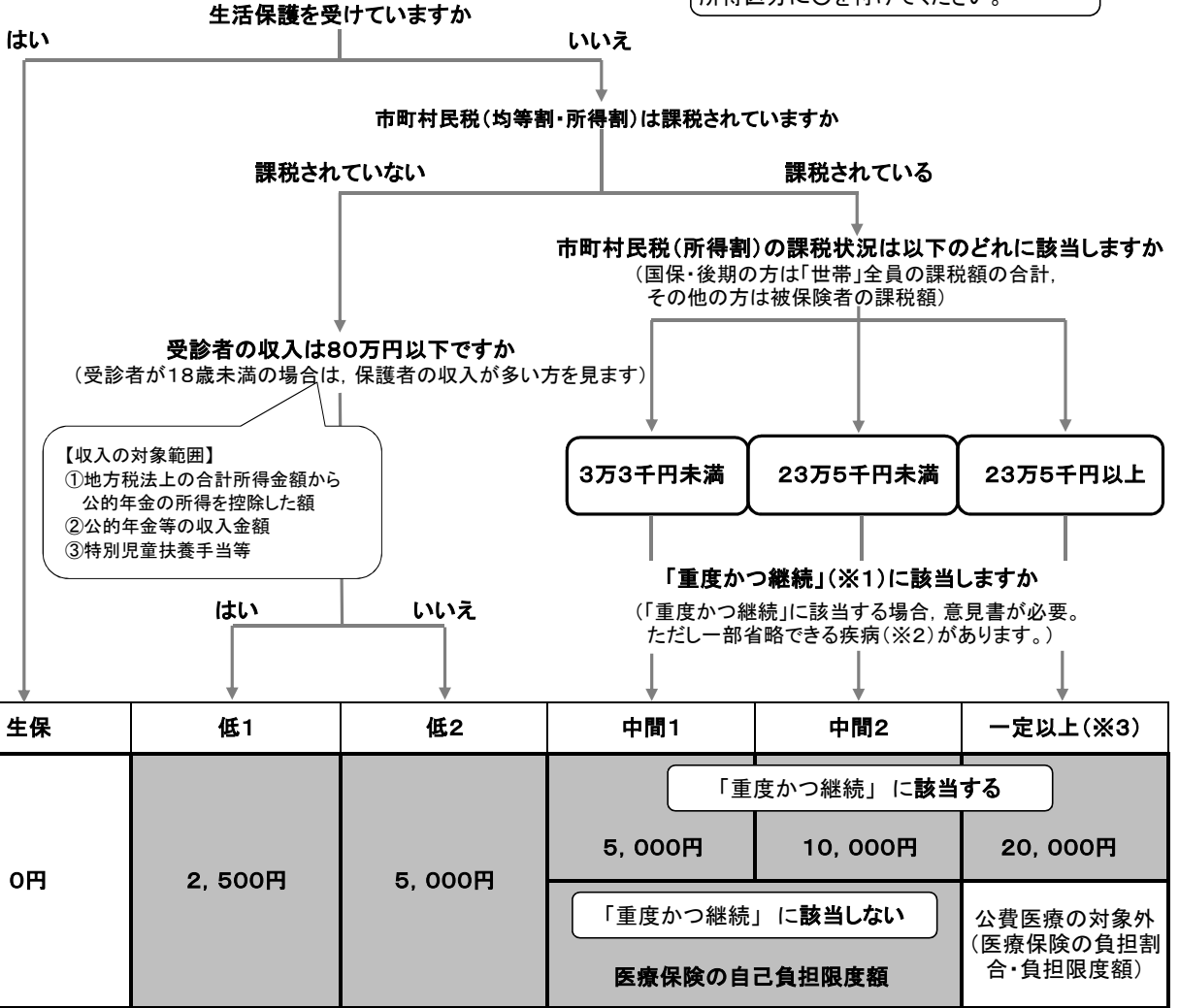


所得の区分に関するチェックシート

※ 以下の質問中の「世帯」とは、下記のように受診者が加入している医療保険単位の構成員をさします。
 ○健康保険や共済組合等の場合・・・扶養・被扶養の関係にある方全員
 ○国民健康保険の場合・・・国民健康保険(以下「国保」)に加入している方全員
 ○後期高齢者医療制度の場合・・・後期高齢者医療制度(以下「後期」)に加入している方全員

自立支援医療を受診する方が属する「世帯」についての質問

質問に答えていき、申請書のあてはまる所得区分に○を付けてください。



1割負担

※1 「重度かつ継続」の範囲について(次のいずれかに該当する方)

- ・疾病・症状等から対象となる者
 - ①統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障がい・薬物関連障がい(依存症等)
 - ②3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された者
- ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - ③医療保険の多数該当者(一年間に4回以上高額療養費の支給を受けている場合)

※2 「重度かつ継続」の意見書が省略できる疾病について

中間1～一定以上の区分の方で、かつ、下記ICD-10コードの診断がある場合、重度かつ継続の意見書を省略できます。意見書が必要な場合にもかかわらず、当該意見書がない場合は、負担上限は医療保険の自己負担限度額、もしくは公費負担対象外となります。

【意見書を省略できる疾病のICDコード】

FO(認知症等の脳機能障がい等), F1(薬物関連障がい(依存症等)等), F2(統合失調症等), F3(躁うつ病・うつ病等), G40(てんかん等)

※3 所得区分一定以上における公費負担は、経過的特例を適用しています。